

都市圏での交流会実施委託業務 仕様書

1 委託業務名

都市圏での交流会実施委託業務

2 事業の目的

観光以上、移住未満の繋がり、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を増やしていくことで、地域活性化を図るとともに将来的な移住者増に繋がることを狙っていくため、都市圏在住の若者等を対象に、今の本県の魅力を伝え、県内の若者との交流を通じて、鳥取と繋がるきっかけとなる交流会を実施する。

3 業務期間

契約締結の日から令和2年3月9日まで

4 事業の内容

(1) 交流会の企画、準備、運営

- ・鳥取県や地方に関心のある首都圏在住の若者をターゲットに、鳥取県内で活躍する若者による取組の紹介や鳥取の魅力を体感できる体験プログラム、県内の若者との鳥取ご当地食を囲んだ意見交換会等、今の本県の魅力を伝え、県内の若者との交流を通じて、鳥取と繋がるきっかけとなる内容とすること。
- ・開催場所と回数は、首都圏と関西圏とで各2回とすること。
- ・各回で参加者60名程度（県外在住者40名、県内在住者20名程度）を目指すこと。
- ・飲食を提供する場合は、飲食材料費を参加者から徴収すること。
- ・企画、準備、運営等に関する一切の業務（会場の借上げ、必要な機材等の準備、出演者や会場との調整など）は受注者が行うこと。
- ・当日の運営にあたっては、県側から5名程度が運営スタッフとして稼働することを想定した人員体制とすること。
- ・日時、会場、内容は、県と相談の上、決定すること。

(2) 参加者募集・受付

- ・参加者の募集は、首都圏及び関西圏の各種活動団体のネットワークを活用するとともに、SNSや既存のイベント参加者募集ウェブサイトを利用するなど、コストパフォーマンスの高い方法で行うこと。
- ・インターネット広告を効果的に実施すること。
- ・事前に参加申し込みを受付けることとし、参加者名簿を作成すること。

(3) 実施結果の発信

- ・実施の状況等を広く発信すること。

(4) 効果測定の協力

- ・発注者と連携し、参加者に対するアンケート調査を行い、事業成果、今後の事業展開の分析を行うこと。

5 本業務委託の実施体制等

(1) 事業統括責任者

本委託業務を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

(2) 事業スタッフ

本委託業務を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

(3) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本委託業務を実施するにあたり、スケジュール等に十分配慮し、本県との打合せ・報告等を行うこと。なお、受託者は、本県との打合せ・報告等の際は、議事録を作成・提出し、その内容の確認を得ること。

6 委託額（消費税及び地方消費税を含んだ金額）

4,000,000円の範囲内で実施すること。

7 対象経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料、委託費）とする。

なお、備品購入など、団体の財産取得となる経費は原則として認めない。

8 各種必要経費の支払い

本業務の実施に当たって必要な費用（委託額に含まれる。ただし、飲食材料費は参加者から徴収。）について、関係者（機関）等へ支払うこと。

9 仕様等の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ本県と協議し、本県の承認を得ること。

10 本委託業務の実施にあたっての留意事項

(1) 個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報の取り扱いを適正に行うこと。

(2) 本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(3) 本業務に関連する書類・領収書等は契約締結後5年間保存すること。

(4) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

(5) 受託者は、本業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、速やかに本県に連絡すること。

(6) その他、必要に応じて本県等と協議を行うこと。

11 再委託

(1) 受託者は、県の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 県は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の限度額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(3) 受託者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、県に対して責任を負わせなければならない。

1 2 実績報告

受託者は、業務期間の終了後20日以内に、それぞれ実績報告書を作成し、A4サイズで提出すること。実績報告書には、次の内容を含むものとする。

- ・事業概要
- ・事業の目標・成果指標
- ・事業実施体制
- ・参加者等の属性
- ・事業内容及び成果
- ・参加者等のアンケート回答結果とその分析
- ・収支報告 等

1 3 権利の帰属

本事業により新たに制作した制作物（データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン物、プログラム等）の著作権は（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む。）本県に譲渡するものとし、本県はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。